

第1回 相模川水系における流域総合水管理等の行政連絡会 議事概要

日 時：令和7年5月29日（木）10:00～11:20

場 所：横浜市開港記念会館2階6号室

1 概要

- 神奈川県内の水道5事業者「水道システム再構築」の概要や相模川の現況等について情報共有を行った。

2 会議の結果

(1) 開会

- 開会にあたり、神奈川県政策局政策部長より挨拶があった。
- 規約第5条第2項に基づき、あらかじめ事務局に対し出席の申し出があった者については、出席者として取り扱う。

(2) 水道システム再構築および相模川の概要について

【水道システム再構築概要】 資料1

- 神奈川県企業庁企業局水道部計画課から説明を行った。

【相模川の低水管理概説】 資料2

- 関東地方整備局京浜河川事務所から説明を行った。

（主な意見等）

- ・ 相模川の正常流量は河川整備基本方針及び河川整備計画で定められており、今後どのように取り扱っていくかが重要。[国]

【県指定区間における河川環境の現状】 資料3

- 神奈川県県土整備局河川下水道部河港課から説明を行った。

（主な意見等）

- ・ 再構築による流量変化に伴って、水質への影響も注視する。[県]
- ・ 寒川取水堰は、取水の機能が停止するため撤去が原則であるが、撤去することによる河川環境への影響や残置した場合の効果等、水道以外の要素も含めて考える必要がある。[県]

【相模川における内水面漁業について】 資料4

- 事務局（神奈川県政策局政策部土地水資源対策課水政室）から説明を行った。

(3) ロードマップについて

【概要説明】 資料5

- 事務局（神奈川県政策局政策部土地水資源対策課水政室）から説明を行った。
- （主な意見等）

- ・ まずはフェーズ2（小雀浄水場廃止）を見据えた中で、令和9年度に施設整備に着手ができるよう、引き続き検討を進めていく。[県]
- ・ 寒川第2浄水場廃止（フェーズ1）のタイミングでは、水需要の自然減に伴う減量のみであるため、水利使用許可の事前協議は不要と考えている。[県]
- ・ 水道事業認可については、引き続き関東地方整備局から国土交通省に確認しながら、県へ情報提供する。[国]

【自主的な環境配慮の取組み（5事業者の河川調査）】 資料6

■ 神奈川県企業庁企業局水道部計画課から説明を行った。

（主な意見等）

- ・ 水道事業者としては、河川に必要な維持流量を確保した上で再構築を進めていく考えである。水利使用許可申請において、関係河川使用者の同意が必要となるため、まずは魚類にフォーカスして進めていく。[県]
- ・ 河川調査における流況解析パターンについては、取水量の変化が大きい令和22年度、33年度を中心に、コントロールポイントの変更等も勘案した中で、複数パターン設定している。[県]
- ・ 寒川取水堰の撤去については、重要な議論のポイントであることから、早い時期から議論できると良い。[国]

【手続き—神奈川県内5事業者の水利権】 資料7

■ 関東地方整備局河川部水政課から説明を行った。

（4）その他

- 本連絡会の議事録と資料の公表について事務局から周知した。
- 今後、再構築の推進に繋がるような会議体が別途必要になれば、本連絡会で議論する。

（5）閉会

以上